

# 富田林市浄化槽整備推進事業

## 業務要求水準書

平成17年8月17日

富田林市

# 目 次

第1章 総則

第2章 事業の推進に関する事項

第3章 設置工事に関する事項

第4章 維持管理に関する事項

第5章 業務実施状況の監視に関する事項

第6章 その他の事項

別紙1 「市と住民との負担区分」

別紙2 「市とSPCのリスク分担の基本的な考え方」

## 第1章 総則

### 1 業務要求水準書の適用

この「業務要求水準書」は、富田林市（以下「市」という。）が、「富田林市浄化槽整備推進事業」（以下「本事業」という。）を PFI 事業として実施するにあたり、市が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 2 条第 5 項に基づいて選定する選定事業者（以下「PFI 事業者」という。）に要求する業務水準を示すものである。

### 2 事業実施の基本

本事業は、「富田林市浄化槽整備推進事業に関する条例」（平成 17 年富田林市条例第 21 号、以下「条例」という。）に基づく浄化槽の設置と保守管理（汚泥清掃業務を除く。以下同じ。）を、PFI 法に基づく PFI 事業として実施するものである。

本事業は、PFI 法に基づき、処理区域内において PFI 事業者が浄化槽を設置し、完成後、市が浄化槽を買取った上で、事業期間中における当該浄化槽の保守管理業務を当該 PFI 事業者に委託して実施させる方式、いわゆる B T O（Build・Transfer・Operate）方式により実施される。

本事業の実施にあたって PFI 事業者は、本事業が公共水域の水質保全並びに生活環境の改善を図ることを目的とするものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとし、また市は、本事業が民間事業者によって実施されるものであることを十分理解し、市と PFI 事業者は対等な立場で事業の円滑な推進に向けて相互に協力、協調するものとする。

### 3 遵守すべき法令等

PFI 事業者は、本事業を実施するにあたり、条例、浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法その他の関係法令等を遵守するものとする。下記にその主なものを掲げる。

- ・ 条例
- ・ 浄化槽法
- ・ 建築基準法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 建設業法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・ 上記法等に関連する施行令、施行規則、及び通知、通達等
- ・ 浄化槽整備事業国庫補助制度関係通知

- ・ 大阪府浄化槽指導要綱
- ・ 大阪府浄化槽設計・施工取扱基準
- ・ 大阪府浄化槽事務処理要領
- ・ 大阪府浄化槽維持管理指導要領

#### 4 国庫補助制度への対応

本事業で設置された浄化槽については、一定期間後、環境省所管国庫補助事業である「浄化槽市町村整備推進事業（民間資金活用型社会資本整備事業）」の制度を利用して、市が買取事業を実施することを予定しているものである。

したがって PFI 事業者は、本事業の実施にあたっては、この国庫補助事業が円滑に執行できるよう留意する必要がある。この国庫補助事業については、環境省から詳細な情報が提供されているので、「浄化槽市町村整備推進事業費（民間資金活用社会資本整備事業）の国庫補助について」（環廃対第 418 号平成 14 年 4 月 30 日〔一部改正 環廃対発第 0406299004 号平成 16 年 6 月 29 日〕環境事務次官通知）を参照すること。

なお、本事業の国庫補助制度について重要な変更があった場合は、このことによる本事業のスキームへの影響を最小限にするよう、市及び PFI 事業者は互いに協力し、本事業の継続に努力するものとする。

#### 5 官公署等その他関係機関に対する手続き等

本事業の実施に当たって必要となる官公署等その他関係機関への申請手続き等で、PFI 事業者が必要とする事項については、PFI 事業者の責任において行うこと。

また、市が行うべき手続きについては、手続きに必要な書類・資料等の作成について、PFI 事業者は全面的に協力するものとする。

#### 6 PFI 事業者の権利義務等に関する制限

市の事前の承諾がある場合を除き、PFI 事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならないものとする。

本事業を遂行するため、PFI 事業者に出資を行った企業は、本事業が終了するまで PFI 事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないものとする。

## 第2章 事業の推進に関する事項

### 1 設置基数の目標

浄化槽の設置業務については、PFI 事業者は、契約日から概ね 6 年間の間に約 450 基の浄化槽の設置工事を完了させるものとする（人槽別内訳は問わない）。この目標を達成するため、市は PFI 事業者に積極的に協力するものである。

表 1 整備予定基数の内訳

人槽規模	設置予定数
5人	250
7人	110
10人	90
合計	450

## 2 目標とする浄化槽の機能

本事業で設置される浄化槽は、高度処理型（窒素除去型以上）の性能を有するものでなければならない。

## 3 住民への周知・PR

PFI 事業者は、本事業の効率的推進のため、住民への周知・PRを行うものとする。周知・PRの主たる内容は次のとおりであるが、この他、応募者からの多彩な提案を求めるものである。

- (1) 本事業における市と PFI 事業者、また住民との関係及びそれぞれの役割
- (2) 地域の生活環境改善のために浄化槽が果たす役割
- (3) 浄化槽の設置工事の概要
- (4) 浄化槽設置工事と、それに併せて住民負担により任意に実施するトイレ等の家屋改良工事との関係、所有権の関係
- (5) 浄化槽の使用方法、使用上の留意事項

## 4 事業の効率的推進のための措置

本事業の効率的推進のためには、浄化槽の設置にかかる種々の住民負担の軽減がもっとも効果があると考えられる。このため、浄化槽設置費用の軽減に加え、住民負担が原則となっている浄化槽までの流入管渠や浄化槽からの放流管渠の費用についても、PFI 事業者による一部または全部の負担が可能かどうかについて、また、住民が安心して浄化槽を使用できるよう 24 時間体制による保守管理の実施について、別紙 1 に示した市と住民との負担区分にこだわらない提案を、広く応募者から求めるものである。

# 第3章 設置工事に関する事項

## 1 設置工事の実施

- (1) PFI 事業者は、「大阪府浄化槽設計・施工取扱基準」に従って、浄化槽の設置工事を実施するものとする。
- (2) PFI 事業者は、PFI 事業者の責任と費用負担により、浄化槽の設置に関する調査、

設計、工事について、当該浄化槽の設置申請者と協議し、その結果に基づいて工事計画書を作成し、設置申請者の同意を得て設置工事を実施するものとする。

- (3) PFI 事業者は、設置申請者の同意がなければ、当該浄化槽の設置工事に着手してはならない。

## 2 設置工事の手続き

- (1) 浄化槽の設置を希望する者は、PFI 事業者を経由して、「条例」に規定する浄化槽設置申請書を市長に提出するものとする。
- (2) 市長が申請書を受理した時は、PFI 事業者は、速やかに当該設置申請者と工事内容を協議し、「浄化槽法」及び「大阪府浄化槽事務処理要領」に基づき浄化槽設置工事に必要な手続きを行うとともに、設置申請者と PFI 事業者間で設置工事承諾書を作成するものとする。
- (3) 設置申請者は、浄化槽設置工事に着手するまでの間に、条例に定める分担金を納付するものとする。
- (4) PFI 事業者は、「大阪府浄化槽設計・施工取扱基準」に基づき浄化槽の設置工事を自らの責任により実施するものとする。
- (5) 完成した浄化槽施設は、市の完了検査を受けなければならない。
- (6) 完成した浄化槽施設は、設置申請者が所有する部分を除き、市が買い取るまでの間は PFI 事業者の所有となる。市は、PFI 事業者との協定に基づき、使用権を含めて市の管理下に置く。

## 3 設置工事の検査

- (1) 浄化槽設置工事に関し、PFI 事業者は環境省通知「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について（平成元年2月8日衛浄第8号通知）」に準じ、チェックリストにより工事検査を行い、工事写真等必要な書類を作成、保管するものとする。
- (2) PFI 事業者は、上記の工事検査において合格した浄化槽について、市による完了検査の実施を要請するものとする。
- (3) 市は、上記要請に基づき、当該浄化槽の市による完了検査を行い、完了検査に合格した場合は、その旨を通知するものとする。

## 4 設置工事におけるリスクの分担

- (1) 本事業に対する国庫補助制度の変更起因して本事業スキームに重要な変更が行われた場合、これに起因する事業の遅延等の責任は市が負うものとする。
- (2) 住民への周知・設置推進のPRの責任は PFI 事業者が負うものとする。
- (3) PFI 事業者が設置工事のために行った調査、設計の不備及び誤り等から生じる責任、並びに、これらに起因する修繕費用等、また事業工程の遅延等にかかる責任は、PFI 事業者が負うものとする。
- (4) 浄化槽の設置工事の実施に伴う各種トラブル（浄化槽法等に基づく手続き、工事計

画、工事費算定、近隣騒音などを含む) 処理に関わる責任は、PFI 事業者が負うものとする。

- (5) 契約解除の不可抗力事由とならない程度の工事期間中における自然災害による設備損壊に関わる責任は、PFI 事業者が負うものとする。
- (6) 浄化槽の設置後、規模変更、負荷量変更のため、当該浄化槽の撤去、新設が必要となったことの責任は、原則として、市が負うものとする。但し、それに関して PFI 事業者の判断に過失があった場合は、PFI 事業者はその限度に応じて、市に損害賠償する責任があるものとする。
- (7) 浄化槽の完成後、市が買い取る前に、転居、死去等のため、浄化槽が使用されなくなり、買い取りの必要性がなくなったことの責任は、原則として、市が負うものとする。但し、それに関して PFI 事業者の判断に過失があった場合は、PFI 事業者はその限度に応じて、市に損害賠償する責任があるものとする。
- (8) PFI 事業者は第三者賠償保険に加入するものとする。この保険は、工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担する。
- (9) PFI 事業者は、同時着工可能基数（10 基 内訳：5 人槽 6 基、7 人槽 2 基、10 人槽 2 基）の浄化槽設置費相当額（消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、この契約による債務の不履行により生じる損害を補てんする履行補償保険契約の締結をもって、契約保証金を免除するものとする。
- (10) その他、「市と S P C のリスク分担の基本的な考え方」（別紙 2）によるものとする。

## 第4章 保守管理に関する事項

### 1 保守管理業務への移行手順

- (1) 市は、設置工事の完了検査通知を行った日をもって、PFI 事業者から、当該浄化槽の使用権を取得するとともに、PFI 事業者へ当該浄化槽の保守管理業務を委託するものとする。PFI 事業者は市からの委託に基づき、直ちに、「浄化槽法」並びに「大阪府浄化槽維持管理指導要領」のうち汚泥清掃業務を除く内容に基づき、当該浄化槽の保守管理業務を適切に実施するものとする。
- (2) 市は、完了検査後、速やかに、条例に基づき、設置完了通知書により、設置申請者に通知するものとする。
- (3) 設置申請者は、使用開始届を、市に提出するものとする。
- (4) 市は、条例に基づき、設置申請者から使用料を徴収するものとする。

### 2 浄化槽の所有権移転

- (1) 市は、予算の範囲内で当該年度内に PFI 事業者が完成させた浄化槽を対象として、

当該年度及び次年度に買取事業を実施し、当該浄化槽の所有権を移転するものとする。

- (2) 市は、買取事業の実施にあたり、対象浄化槽に係る工事図面、保守管理状況に関する関係書類を PFI 事業者に提出させ、その設置と機能が適正に確保されていることを確認するものとする。
- (3) 市は、買取事業の実施にあたり、国庫補助を申請するとともに必要財源の残余分(受益者負担分を除く。)については市債(5年据置の30年間償還)を発行し、支払い財源とする。

### 3 保守管理業務の実施

- (1) PFI 事業者は、所有権移転後においても、引き続き、市からの委託を受けて、浄化槽法等の規定にもとづき、当該浄化槽の保守管理を適切に実施するものとする。
- (2) PFI 事業者は、上記のほか、市民が所有する浄化槽の寄付を受けた浄化槽の保守管理についても、市からの委託を受けて、浄化槽法等の規定に基づき、当該浄化槽の保守管理を適切に実施するものとする。
- (3) PFI 事業者は、市が本事業の実施状況を一元的に管理できるコンピュータシステムを構築し、PFI 事業者の費用で市に提供するものとする。また、システム構築においては、市の要求に応じること。なお、システム所有権、データ所有権は市に帰属するものとする。

表 2 保守管理予定基数の内訳

保守管理年度	新設				既設				合計
	計	5人槽	7人槽	10人槽	計	5人槽	7人槽	10人槽	
H18年1～3月	30	18	6	6	60	15	21	24	90
H18年度	130	73	31	26	80	20	28	32	210
H19年度	220	122	54	44	80	20	28	32	300
H20年度	310	172	76	62	80	20	28	32	390
H21年度	400	222	98	80	80	20	28	32	480
H22年度	450	250	110	90	80	20	28	32	530
H23年度	450	250	110	90	80	20	28	32	530
H24年度	450	250	110	90	80	20	28	32	530
H25年度	450	250	110	90	80	20	28	32	530
H26年度	450	250	110	90	80	20	28	32	530
H27年度	450	250	110	90	80	20	28	32	530
計	3,790	2,107	925	758	860	215	301	344	4,650

### 4 保守管理業務におけるリスクの分担

- (1) 浄化槽の使用料の不納付者に対する責任は、市が負うものとする。
- (2) PFI 事業者と浄化槽汚泥清掃業者の間の業務実施に関するトラブルについては、当該事業者間において解決するものとするが、市も必要に応じてその責任を負うものとする。
- (3) その他、「市とSPCのリスク分担の基本的な考え方」(別紙2)によるものとする。



## 第5章 業務実施状況の監視に関する事項

### 1 監視の方法

- (1) 市は、PFI事業者の浄化槽の設置、保守管理の実施に関し、いつでもPFI事業者の説明を求め、必要に応じて現場で確認することができるものとする。  
また、PFI事業者に対して、関係機関等による事業内容の検証制度の構築について求めることができるものとする。
- (2) PFI事業者は、市が本事業の実施状況に関する情報を把握することができるコンピュータシステムを構築し、PFI事業者の費用で市に提供するものとする。
- (3) PFI事業者は、毎年、5月末日までに、当該年度における浄化槽の保守管理の計画書を作成し、市に提出し、同意を得るものとする。
- (4) PFI事業者は、毎年、4月末日までに、前年度の業務に関する実績報告書を作成し、市に提出するものとする。
- (5) 市は、PFI事業者が本事業を継続的に実施できる財務状況にあることを確認するため、PFI事業者の毎決算期終了後に公認会計士等による監査済みの財務書類を提出させるものとする。
- (6) 提出させる財務書類は、商法第281条第1項に掲げる貸借対照表、損益計算書、営業報告書、及び利益処分案または損失処理案並びにこれらの付属明細書とする。

### 2 監視結果の評価

- (1) 市は、PFI事業の実施状況、PFI事業者の履行状況を評価するため、外部のコンサルタント等にその業務の一部を委託することができる。
- (2) 業務のモニタリングの結果、PFI事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の業務要求水準を下回る場合、市はPFI事業者に対して修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとする。

## 第6章 その他の事項

### 1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市とPFI事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

### 2 事業の継続が困難となった場合における措置

- (1) PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア PFI事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の業務要求水準を下回り、

その他事業契約に定める PFI 事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、PFI 事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。その結果、PFI 事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができるものとする。

イ PFI 事業者が倒産し又は PFI 事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難であると、合理的・客観的に判断される場合、市は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ ア又はイにおいて、市が事業契約を解除した場合、市と PFI 事業者は、工事の進捗状況について共同で調査を行い、設置工事が竣工しているものについて市は買取を実施し、竣工していないものについては、その工事進捗状況に応じて、市が買取、または撤去させることができるものとする。また、この際、市は、PFI 事業者に対し、これにより市に生じた損害を請求することができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、PFI 事業者は事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記により、PFI 事業者が事業契約を解除した場合、PFI 事業者は市に対し、これにより PFI 事業者に生じた損害を請求することができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市または PFI 事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び PFI 事業者双方は、事業継続の可否について協議することとする。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び PFI 事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

(4) その他

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の清算方法の詳細等は、事業契約で規定する。

### 3 支払手続

(1) 買取事業

ア PFI 事業者は、毎年 3 月 20 日までに、当該年度において買取を請求する浄化槽施設について、買取請求申請書を市に提出する。

イ 市は、買取請求申請書受領後 10 日以内に、買取対象とする施設としての確認通知を PFI 事業者に送付する。

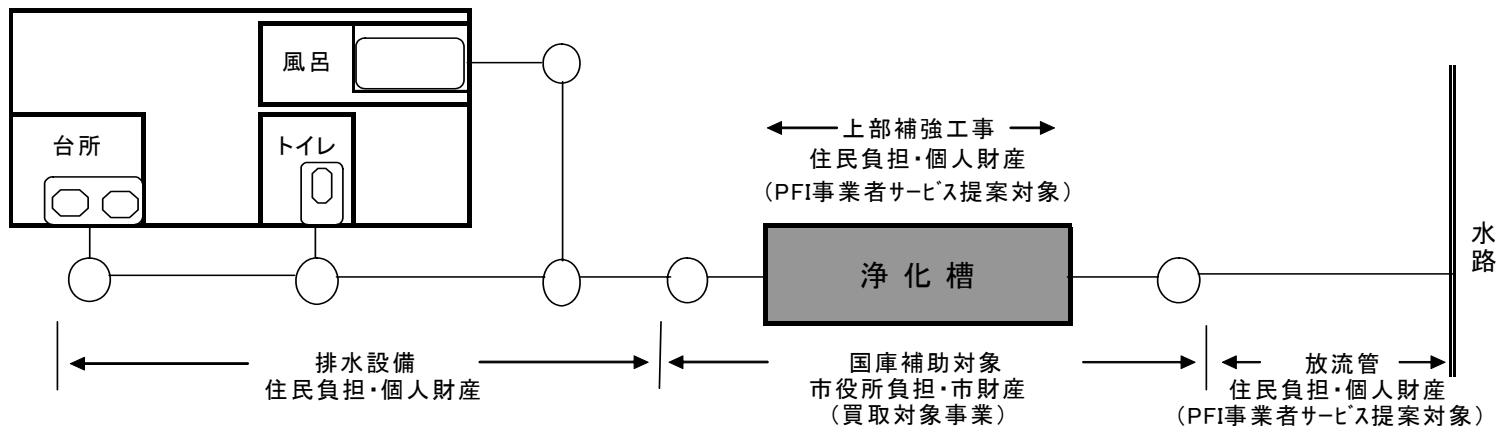
ウ PFI 事業者は、確認通知書受領後、速やかに市に支払請求書を送付する。

エ 市は PFI 事業者からの請求書を受領後、速やかに、PFI 事業者に支払うものとする。

(2) 保守管理委託事業

- ア PFI 事業者は、当該年度終了後、速やかに、当該年度において維持管理の対象となった浄化槽について、その業務報告書を添付して、保守管理委託費請求書を市に提出する。
- イ 市は PFI 事業者からの請求書を受領後、速やかに、事業者に支払うものとする。

別紙1 市と住民との負担区分



別紙2 市とSPCのリスク分担の基本的な考え方

リスクの種類	市	SPC
事業スキームの構築段階		
1. 本事業の住民への周知・理解不足による事業の遅延	(○) 市は右活動に資料提供などで協力	○ 住民説明及び関連する諸費用（会場設営、資料、パンフ作成など）はSPC負担
2. 設置基数（国庫補助基準：年間20基以上）の目標未達		○ 市の負担増はSPC負担
3. 制度変更等に伴う条例の重要な変更、事業スキームの重要な変更等に起因する事業の遅延、契約解除	○ 国庫補助制度変更等に伴う事業遅延に対しては、市に起因する契約解除条項などで対応	
4. 自然災害等による事業続行不可	○ 不可抗力に起因する契約解除条項に基づき、契約解除金を事業者に支払う	(○) 不可抗力に起因する契約解除条項に基づき、契約解除に伴う一部費用を負担
工事から買取までの段階		
5. 設置届・工事完了届等法定要件に関わるトラブル	トラブルに起因して市が損害を受けた場合は事業者に求償可能	○ SPCが全て責任を負う
6. 工事計画・工事費をめぐる市民とのトラブル処理	トラブルに起因して市が損害を受けた場合は事業者に求償可能	○ SPCが全て責任を負う

7. 工事の実施に伴う市民・近隣とのトラブル	トラブルに起因して市が損害を受けた場合は事業者に求償可能	○ SPCが全て責任を負う
8. 受益者負担金の不納付	○ 市が全て責任を負う	(○) 納付に対する事前説明はSPCの責任
9. 工事中の自然災害による設備損壊		○ SPCが全て責任を負う 事業者は保険で対応
買取後、保守点検・法定検査の段階		
10. 保守点検、法定検査等法定要件に関わるトラブル	トラブルに起因して市が損害を受けた場合は事業者に求償可能	○ SPCが全て責任を負う
11. 保守点検、法定検査に関わる機能不全、使用者とのトラブル	トラブルに起因して市が損害を受けた場合は事業者に求償可能	○ SPCが全て責任を負う
12. 想定外保守管理費用の発生	トラブルに起因して市が損害を受けた場合は事業者に求償可能	○ 災害等の不可抗力以外、事業者が全て責任を負う。原因者の特定により遡及可・原因者不明の時は機能保証保険利用は可。 災害による不可抗力時は、契約に基づき、契約解除可。
13. 使用料の不納付	○ 市が全て責任を負う。 不納付者の浄化槽の保守点検費用も市が負担	
資金調達・支払段階		
14. SPCの破綻、契約解除時における損害の発生	契約解除の原因者側が負担	

15. SPC の破綻、契約解除時における修復費用の発生	○ 市が負担。事業者に破綻保険への付保を要求	
16. SPC の破綻、契約解除時における債権者への支払		○ S P C が負担・市への遡及は不可
17. 市の買取時期の遅れ・年度委託費の支払の遅れ	○ 市は事業者の経過金利負担、損害を賠償する責任	

※ (○) は当該リスクの一部を限定的に負担するものである。